

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月28日(水) 午前9時03分から9時28分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (17人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	7 番委員	4 番推進委員	8 番推進委員
3 番委員	10 番委員	5 番推進委員	9 番推進委員
5 番委員	11 番委員	6 番推進委員	10 番推進委員
6 番委員	12 番委員		11 番推進委員
			15 番推進委員

4. 欠席委員 (9人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 3 番委員 5 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「非農地証明願」について

議案第4号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時03分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は9名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。台風10号が、明日、明後日と鹿児島県に最接近する予報が報道されております。開会前に事務局から説明があったとおり総会を1日早めて開催することになりました。ご協力をよろしくお願い申し上げます。本日の総会は、皆さん台風対策があると思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。また、利用状況調査が9月末までですので、体に気を付けて活動をお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員と5番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページとなります。農業経営基盤強化促進法による解約が4件、うち、中間管理機構経由解約が1件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局	説明の前に、今回4件の賃借権設定解除条件付き契約がありますのでご説明します。平成21年度改正農地法により一般法人の農業参入が緩和されました。現在、賃借契約については、農地法第3条、基盤法、バンク法の3つがあります。それぞれ解約については、お互いの合意解約とされています。そこで、特に一般法人が受人として初めて農業に参入する場合、継続して営農できるか等判断が困難なため両者の申し出により賃借権設定解除条件付き契約が可能となっています。 例えば、契約中にもかかわらず受人が農地を適正に管理しない等、受人に不手際がある場合、渡人の一存で解約の申出できるというものです。なお、解除条件付き契約の場合は、契約書に条件等を付さなければならないとあり、本市の利用権設定申出書裏面の共通事項(11)に条件等表記してありますので基準を満たす事を申し添えます。 それでは「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。資料4ページとなります。総括表をご覧ください。期間は3年から16年で、面積は17,316㎡で利用権を設定する者の数が9人、設定を受ける者の数は5人です。土地の詳細につきましては、資料2ページから3ページ、番号1番から9番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から5番まで一括で報告をお願いします。

	す。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 8 月 26 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 45 歳です。 渡し人 NTさんは、霧島市隼人町内山田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流 5225 番、地目は畑、地積は 3,122 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 3 名、通作距離は約 2.5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 2 番、3 番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	整理番号 2 番について、報告委員が欠席のため事務局が代読いたします。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 8 月 23 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 UYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 27 歳です。 渡し人 HRさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 83 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊原 2838 番 1、地目は田、地積は 555 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 6.5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。譲受人は新規就農者になりますが、営農計画書が添付されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 続きまして、整理番号 3 番きましても報告委員が欠席のため事務局が代読いたします。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定

		のうち、整理番号3番につきまして、8月19日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 申請人 KMさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は75歳です。 渡し人 BMさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は72歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字池ノ頭 864 番 36、地目は畑、地積は 421 m²の所有移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 以上で事務局の報告を終わります。
議 長		整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 KKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は65歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字六反田 844 番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で 4,039 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は73歳です。 渡し人 MKさんは、鹿児島市谷山中央七丁目に居住される市外住民です。

		申請地は、伊佐市大口堂崎字塗別田 492 番 3、地目は田、地積は 2,578 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 700m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番から 5 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番から 5 番については許可が決定いたしました。整理番号 6 番、この議案は 12 番農業委員が譲受人の構成員となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。 関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、12 番農業委員の退席をお願いします。 (12 番農業委員退席)
議	長	調査委員の報告の前に譲受人が法人であるため、事務局の報告を求めます。
事 務 局		整理番号 6 番の譲受人 株式会社 Y についてご説明いたします。法人形態は株式会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。 事業は、農産物の生産と加工・販売、農作業の受託で、その売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約 365 日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており構成員要件を満たしております。代表取締役を含む役員 4 名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており役員要件を満たしております。

		経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。
議	長	1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 6 番につきまして、去る 8 月 26 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 株式会社 Y は、伊佐市菱刈市山に所在する農地所有適格化法人です。 渡し人 HS さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 61 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈市山字山神之前 1711 番 1 ほか 3 筆、地目は全て田、地積は 4 筆合計で 5,844 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 4 名で、通作距離は 1 km 以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 6 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 6 番については許可が決定いたしました。ここで、12 番農業委員の入室をお願いします。 (12 番農業委員着席)
議	長	12 番農業委員、許可が決定しました。
議	長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 6 件について、6 件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、
農 業 委 員 去る8月23日に、申請人の代理人である K土地家屋調査士の立ち合いのもと、1番推進委員、6番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告します。

申請人は、鹿児島市中央町にお住いの HTさんです。

申請地は、伊佐市大口原田字一の山2465番1ほか4筆、地目は田が2筆と畑が3筆、地積は5筆合計で924㎡です。

申請地の所在地は、大口自動車学校から南西へ約150mに位置しており周囲の状況は、ほとんど雑種地で一部道路があります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和57年から58年にかけて母親が所有していましたが、父親が経営する建設会社の資材置場、駐車場として利用しており、農地法の不知もあり40年以上経過したため農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことでした。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。議案第3号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。

議案第4号

議 長	議案第4号「職員の任免」について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第4号「職員の任免」についてご説明いたします。令和6年9月1日付け人事異動につきまして、8月26日に伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっており、次の職員が異動になっております。条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。 それでは発表いたします。転出につきまして、F事務主査が環境政策課へ異動となりました。異動につきましては以上です。
議 長	只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第4号「職員の任免」について、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって議案第4号「職員の任免」については承認されました。その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。8月の月例報告をいたします。5日(月)8月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。23日(金)現地調査を一斉に行いました。27日(火)令和6年度県農業委員会大会は台風接近のため中止となりました。本日28日(水)第5回農業委員会総会です。 9月の行事予定ですが、5日(木)9月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日(火)が現地調査予定、30日(月)が第6回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 (「なし」という声、あり。)

事務局 長	以上で、令和6年度第5回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前9時28分】
-------	---

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長
.....

伊佐市農業委員 3 番
.....

伊佐市農業委員 5 番
.....